

## 香川県条例第8号

香川県道路占用料条例の一部を改正する条例

香川県道路占用料条例（昭和28年香川県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
(占用料の額) 第2条 略	(占用料の額) 第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。 2・3 略																												
別表（第2条関係） <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">占 用 物 件</th><th colspan="2">占 用 料</th></tr><tr><th>单 位</th><th>所 在 地</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>道路法施 行令（昭</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td></td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	占 用 物 件	占 用 料		单 位	所 在 地	略			道路法施 行令（昭	略			略		別表（第2条関係） <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">占 用 物 件</th><th colspan="2">占 用 料</th></tr><tr><th>单 位</th><th>所 在 地</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>道路法施 行令（昭</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td></td><td>祭礼、縁</td><td>その面積</td></tr></tbody></table>	占 用 物 件	占 用 料		单 位	所 在 地	略			道路法施 行令（昭	略			祭礼、縁	その面積
占 用 物 件		占 用 料																											
	单 位	所 在 地																											
略																													
道路法施 行令（昭	略																												
	略																												
占 用 物 件	占 用 料																												
	单 位	所 在 地																											
略																													
道路法施 行令（昭	略																												
	祭礼、縁	その面積																											

和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	略					
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積 1平方メートルにつき1年	1,000	820			
令第7条第3号に掲げる施設		時価に0.028を乗じて得た額					
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		略					
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設							
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	略						

和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	日等に際し、一時的に設けるもの	1平方メートルにつき1日	44	11		
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	440	110		
略							
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料				占有面積 1平方メートルにつき1月	440	110	
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				140	110		
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの	時価に0.006を乗じて得た額	時価に0.008を乗じて得た額			
		階数が2のもの	時価に0.009を乗じて得た額	時価に0.011を乗じて得た額			
		階数が3のもの	時価に0.011を乗じて得た額	時価に0.015を乗じて得た額			
		階数が4以上のもの	時価に0.013を乗じて得た額	時価に0.016を乗じて得た額			

令第7条 第8号及 び第13号 に掲げる 施設	令第7条 第8号及 び第9号 に掲げる 施設	その他のもの		占用面積 1平方メートルにつき1年	た額 時価に 0.006を 乗じて得 た額	た額 時価に 0.008を 乗じて得 た額
		上空、ト ンネルの 上又は高 速自動車 国道若し くは自動 車専用道 路（高架 のものに 限る。） の路面下 に設ける もの	階数が1 のもの			
	令第7条 第8号及 び第9号 に掲げる 施設	階数が2 のもの	階数が3 のもの		時価に 0.006を 乗じて得 た額	時価に 0.008を 乗じて得 た額
		階数が4 以上のも の	その他もの		時価に 0.009を 乗じて得 た額	時価に 0.011を 乗じて得 た額
					時価に 0.011を 乗じて得 た額	時価に 0.015を 乗じて得 た額
					時価に 0.013を 乗じて得 た額	時価に 0.016を 乗じて得 た額
					時価に0.018を乗じて得た額	

#### 備考

1～5 略

6 時価は、近傍類似の土地（令第7条第8号及び第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

7・8 略

#### 備考

1～5 略

6 時価は、近傍類似の土地（令第7条第8号及び第9号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

7・8 略

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。